

財産報告書明細を 更に具体的に説明

テイ・エフ・アール三百七十局へ問合せるか、或ひは記
一の財産報告書作成は非常載しておいた方がよい
に複雑である爲、其の記入は方法又は事項に就て不明の
點が多く、讀者より本社へ問合せが殺到して居る有様
であるが、何分個々に回答する事は不可能であるから
七日掲載した全米市協本部
一般に關係ある點及び疑問を
起しやすい點を摘要説明す
る事にする。尙報告書中に
記載の必要があるか無いか
と云ふ疑問がある財産は當
□ ピー項中(五)はデフエン
ス・ボンド及びスタンプ
其の他米國政府が支拂ひ

義務を有する國債、手形
證券等一切（六、七、八
九は略す）（十）には日本
の外貨公社債類一切（十
一）權利株、權利證券等
シ一項中の（十二は）小切
手全部、爲替手形、引受
手形、借用證書、銀行振
出し小切手（キヤシヤー
チエツキを含む）等一切
(十三)略(十四)負債を請求
又は要求し得る契約書
即ち帳面上の貸金又は判
決に基いて取立て得る金
等に關する證書類一切（

持つもの一切（十六）先物
契約（十七、十八、十九
略）（二十）美術品一切（
古錢、切手蒐集高をも含
む）家具類、自動車（個
人用）其の他商業用以外
の個人財産一切（但し價
格は一九四〇年六月一日
及び一九四二年一月一日
各現在に於ける賣値を基
準として其の總計を出す
（二十一）略

□ エフ項中（二十五、二六）は一般に關係少な
六）は一般に關係少な
□ ジー項中の（二十七）略
□ エツチ項中の（二十八）
共同事業契約、利益分
契約一切
□ アイ項中（廿九）は生命
險等の時價、年金の現
價値（恩給、養老年金
含む）
□ ジエト項（三十）は第一
から二十九項までに記
しなかつた一切の財產
報告書の裏面にある（

十の二つであるから、右兩度に於ける財産一切の價値を調べて記入せねばならぬ。又餘白となつて居るバー
リー・スケジュール三は財産品目】を記入すべきであるが、之れは各品目が
弗以上の場合のみ記入す
但し例へば預金とか保險
かが二つ以上あつて一つ
ゝでは千弗に達せぬが、
入計すれば千弗以上になる
合、之れを合せて品目別
に記入せねばならぬ。更

年 値ぬ年のトで千るとづ合は欄場

すみとも さんよ きん こ う
住友の圓預金は此の項に
記入

有して居る場合、（ホルム、アパートの如き、商物のものは除外）其の價を記入（二十三、二十四

十一) から(三十四)ま
は債務を記入する
尙記入すべき財産の價值
一九四二年一月一日現在
一九四〇年六月一日現

に一般で特に注意せねばならぬ事を擧げれば左の如し
一、必らず報告書五枚を作成し、一枚は自分が保



財産千弗以上所有者の報告すべき財産の明細

DETAILED ENEMY MATERIALS
SAFETY INDEX
S. I. N. S.

財産報告の期限は二月十五日となつて居るが千弗以上の財産報告書記入に困難を感じて居る人が多い。いやうであるから、左にテイ・エフ・アル三〇〇〇号ジエー書式の邦譯を再録する。

名義或は一人以上の共同の有無に拘らず外國人が又は外國人の引出す権利の有無に拘らず外國人が利益を持つてゐる預金（四）一世が第三項と同様米國內で支拂ふべき弗及び外國貨幣の預金額。

（九）國內會社の優先株（十）米國內で譲渡出来る外國公債及米國国内及び國外を問はず、外國政府又は會社が募集又は發行

（十一）倉庫證券、小額紙幣（假證券）權利、選擇取引

（十二）個人使用的土地及他土地所有權

（十三）個人以外に使用しうるものと含む

（十四）賃借請求、要求、契約書

（十五）倉庫受取書、積載勘定書その他流通の可否を問はず個人財產に對する請求を明記せる證書

（十六）商品の選擇取引及先物契約—賣却の商品及賣上金に對する現在及將來の請求に關する利害關係を含む

（十七）商業用に使用する商品及物品、在庫中の委託販賣中或は輸送中の原

（十八）個人使用、商業用の在庫品或はその他商業上の目的の如何に拘らず財貨を除いた寶石、貴金属類一切

（十九）商業用の機械類、用具、家畜、自動車、貨物自動車、船舶その他の商

（廿）預金及勘定額、銀行及びブローカーを通じてなせる預金及び高を含む、外國人個人の

（七）國內社債（八）普通株

（廿一）銀行より信用だけで借りて居る金額（抵當

（廿二）遺產（財產又は土地）将来又は現在或は

（廿三）抵當を入れて個人完全に又は臨時に自分のものとなるか或は利權を有するもの

（廿四）個人より信用借りて居る金額（抵當

（廿五）専賣特許、商標、版權、供與權

（廿六）供與權、特許權

（廿七）遺產（財產又は土地）将来又は現在或は

（廿八）個人より信用借りて居る金額（抵當

（廿九）保險證書の時價、年金報告作製に際しては財產の各項の計算が千弗以上に達した場合裏面に説明記入する事が必要である。尙財產

（卅）一項より廿九項まで有財產は一九四二年一月一日現在のものを報告するこ

とになつてゐる。外國貨幣の他外國の貨幣で評價し

てあるものは米貨（弗）に換算して報告すべきである。

日本一百圓は二十三弗四十仙と換算されてゐる。

（廿）商業用以外の個人用品、美術品、家具その他自動車をも含む

（廿一）ジ一項||所有地、信託

（廿二）遺產（財產又は

（廿三）抵當を入れて個人

（廿四）個人より信用借りて居る金額（抵當

（廿五）専賣特許、商標、版權、供與權

（廿六）供與權、特許權

（廿七）遺產（財產又は

（廿八）個人より信用借りて居る金額（抵當

（廿九）保險證書の時價、年金報告作製に際しては財產の各項の計算が千弗以上に達した場合裏面に説明記入する事が必要である。尙財產

（卅）一項より廿九項まで有財產は一九四二年一月一日現在のものを報告するこ

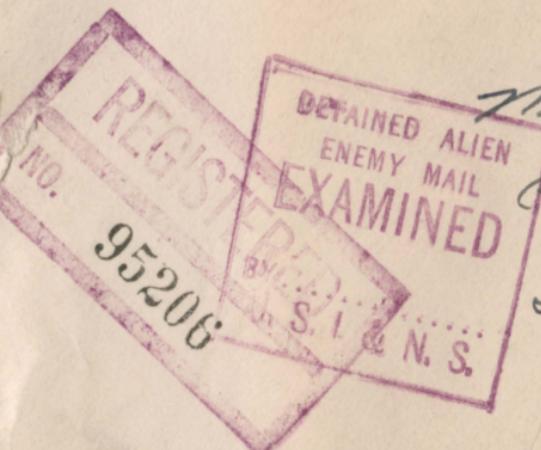
とになつてゐる。外國貨幣の他外國の貨幣で評價し

てあるものは米貨（弗）に換算して報告すべきである。

日本一百圓は二十三弗四十

仙と換算されてゐる。

Route 5 Box 11-P
Seattle, Washington



Mr. Kinsaku Uno
Camp 27
Fort Missoula,
Missoula, Montana

